

1. 法改正等を踏まえた事務ガイドラインの改正について

- 先般（9月3日）、これまでの検査・モニタリングで把握した実態や問題点、「中間とりまとめ」等の内容を監督上の着眼点として明確化するため、事務ガイドラインを改正した。
- 各会員においては、改正事務ガイドラインと自社の現状とのギャップ分析を行った上で、適切な内部管理体制を構築していただきたい。
- また、貴協会においては、9月27日、ICOの対応について、自主規制規則及びガイドラインを制定したと承知。自主ルールの適用に当たっては、「事業の実現性」や「トークン価格の妥当性」等を適正に審査するために必要な体制を構築いただきたい。
- なお、今後、法改正を踏まえた政府令・事務ガイドライン等についても、パブリックコメントを実施する予定。各事業者においては、ギャップ分析を行った上で、改正法施行に向けて態勢整備を進めていただきたい。

2. 自主規制機関としての課題

- ① 協会の体制（ガバナンスの強化）について
 - 協会においては、変化のスピードが速い暗号資産業界において、自主規制機能を継続的に発揮するため、6月に外部有識者を理事として招聘し、ガバナンスの強化を図ったと承知している。
 - 外部理事が、期待される役割・機能を果たすことができるよう、事務局においては、例えば、理事会の事前説明の実施や、改正法の施行に向けた対応を含めて協会の活動状況を定期的に情報提供するなど、外部理事をサポートする仕組みも併せて整備いただきたい。
- ② 無登録業者に対する対応について
 - 無登録営業への対応については、貴協会から、無登録業者の情報について逐次提供いただくなど、これまで、会員、協会、当局の3者間で緊

密に連携し対応してきたところ。

- 業界の健全な発展に向けて、引き続き、綿密な情報連携に協力いただきたい。
- ③ 各事業者における新規の暗号資産の取扱いについて
 - 貴協会においては、各事業者から「国内で取扱のない暗号資産」や「自ら発行した暗号資産」の取扱申請等に対応するため、現在の自主ルールに追加して、より精緻な審査方法を検討していたが、今般、会員との調整を終え、その運用を開始したと承知している。
 - 当局としては、各事業者が、適切な内部管理体制の下で、システムやAML/CFT等の観点から、問題ない暗号資産を取扱うことにより、「業界の健全な発展」に繋がることを期待している。
 - 今後、新規に暗号資産を取扱う場合には、貴協会及び各事業者において、利用者保護上問題が生じないように、今回策定した審査方法を活用して、新規に取扱う暗号資産のリスクを把握した上で、リスク低減措置を十分に講じ、適正かつ円滑な業務運営を展開できるよう万全を期していただきたい。

3. ブロックチェーン等を含む金融イノベーション

- ① FIN/SUM 2019
 - 先般（9月3日～9月6日）、日経新聞社と当庁が共催し「FIN/SUM 2019」を開催。その中の金融庁シンポジウム（9月5日）では、ブロックチェーンについて、G20での議論を踏まえた分散型金融システムのガバナンスのあり方や、プライバシーやトレーサビリティの問題など、先進的な議論を行った。
- ② FinTech Innovation Hub 活動報告
 - また、9月5日に公開した「FinTech Innovation Hub 活動報告」では、フィンテック企業等への「100社ヒアリング」等を通じて得た知見を基に、「10の主要な発見」を取り纏めた。
 - その中でも触れているが、ブロックチェーンについては、パブリック

型ブロックチェーンの問題を解決する新たな技術動向の進展や、パブリック型ブロックチェーンのセキュリティを高める動き、また許可型ブロックチェーンを活用した、金融・商流を繋ぐ B2B ユースケース創出の動きが進展している。

- 特に新たなユースケースを創出する段階においては、様々な法令上の懸念も存在すると想定されるため、当庁の FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブ等のサポート機能の活用についても、是非ご検討いただきたい。

4. 各会員の課題

① 業務改善命令への対応状況

- 業務改善命令を発出されている先について、今後、改正法施行に向けた体制整備にもリソースが必要となることも踏まえ、改善施策が遅延している原因を分析のうえ、経営陣が主体的にリーダーシップを発揮し、必要なリソースを投入するなどして、改善のスピードアップを図っていただきたい。

② 各事業者の決算・財務状況について

- 各事業者において 2018 年度決算を公表されているが、赤字決算の事業者が、黒字決算の事業者を大きく上回る、暗号資産業界にとって大変厳しい結果であった。

- 決算内容を見てみると、

- ・ 収益については、昨年以降の暗号資産の価格下落トレンドの継続による取引量の低迷や業者間における顧客獲得を狙った手数料の引き下げ競争等によって減少
- ・ 費用については、サイバーセキュリティ対策を始めとした内部管理体制の整備によって増加

していることから、暗号資産交換業をとりまく経営環境は厳しさを増している状況である。

- 貴協会においては、すでに財務の健全性に関する自主規則を定めて

いるところであるが、さらなる、会員の財務リスク管理の高度化に向けた対応に取り組んでいただくとともに、資本政策についても注意深くモニタリングいただきたい。

③ 新規登録業者対応について

- 前述の事務ガイドライン改正に併せて、質問票を改正するとともに、新たに1社を仮想通貨交換業者として登録した。
- 貴協会においては、金融庁への登録申請前に2種会員としての申込を受けるとともに、当該会員に対し登録に向けた態勢整備等につき、引き続き指導を実施いただきたい。

④ 暗号資産の不正流出について

- 昨年、二度にわたり大きな不正流出が発生している中、今般、三度目の不正流出が発生したところ。
- 暗号資産交換業界全体のサイバーセキュリティを強化し、信頼を高めるためには、まずは事業者自身において、自社のサイバーセキュリティ管理態勢が、現在の脅威に対して、適切かつ十分な対策が講じられているか、不断の見直しと改善を行うことに加え、事業者同士で情報共有・分析を行うことが非常に重要である。
- そのため、貴協会においては、事業者同士が情報を共有する際のハブとして、各事業者と協同し、不正流出事案を発生させた原因等を、可能な範囲で事業者間において情報共有・分析できる場を設けるなど共助態勢の確立に努め、業界全体でサイバーセキュリティ管理態勢の底上げを図っていただきたい。

5. AML/CFT

① FATF 第4次対日相互審査への対応について

- 本年10月末からのFATFオンサイト審査まであと2ヶ月余りとなった。
- 各社におかれては、4月に改訂したガイドラインで明確化した、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施に向けて、取組みを加速させていただきたい。

② 情報伝達手段に係る検討・実現に向けた取組みについて

- また、仮想通貨交換業者に関する今次 FATF 基準の改正を踏まえ、技術面でのソリューションの特定を含む FATF 基準遵守に向けた業界の取組みが進んでいるなか、貴協会を中心に本邦が主導の上、情報伝達手段に係るグローバルスタンダードの検討や実現に向けて、積極的に取り組んでいただきたい。
- 金融庁としても、FATF の部会（注：コンタクト・グループ）の共同議長を務めるなど仮想通貨に関する国際的な議論に積極的に貢献してきているところ。
- 貴協会においても、実質的な検討を進めていただいているところ、そうした状況の対外発信や、グローバルスタンダード策定にかかる議論を本邦が主導するという観点で、一層、取組みを加速していただきたい。

（以 上）